

市民農園の整備に関する基本方針

1 市民農園の整備の基本的な方向

- (1) 県民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、本県においても市民農園の整備の促進が必要となっている。

都市地域においては、市街化の推進等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの確保が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図る。

農業地域においては、都市住民と農業者との交流を通じた地域の活性化及び農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図る。

- (2) 市民農園の整備に関しては、地域の特性に応じた多様な需要にこたえられるよう、計画的に行う。
- (3) 市民農園の整備は、県総合計画、市町村総合計画等との調和が保たれたものとする。

2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園として整備すべき区域（以下「市民農園区域」という。）の指定に当たっては、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から次の事項に留意して行う。

(1) 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行うことができる程度の規模とすること。ただし、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

(2) 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者等の土地利用に関する意向、予想される利用者の数等からみて、市民農園区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあること。

ア 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。

イ 用水、排水、日照等の自然条件が作物栽培に適していると認められること。

ウ 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

(3) 農業との調整

次の事項に留意して農業との土地利用の調整を図ること。

- ア 市民農園区域及びその周辺の農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し並びに農業者の農業経営に関する意向等からみて、その周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないこと。
- イ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内において市民農園区域を指定する場合は、その農用地区域の周辺部において指定する等十分留意すること。
- ウ 市民農園区域及びその周辺の農地面積、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な規模としないこと。

(4) 都市計画との調整

都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において市民農園区域を指定する場合は、次の事項に留意して都市計画との調整を行うこと。

- ア 地域地区等の土地利用計画と調和すること。
- イ 都市施設に係る事業及び市街地開発事業に支障を及ぼさないこと。

(5) その他の調整

農業及び都市計画との調整のほか、合理的な土地利用等に支障を及ぼさないよう必要に応じ、関係機関と調整を行うこと。

3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に当たっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 市民農園である旨の標識等を設置するほか、必要に応じ、生け垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図るとともに、都市住民等のレクリエーション需要の充足及び自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成に資するよう整備すること。
- (2) 利用者が容易に農作業を行うことができるよう、必要に応じ、農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合には、排水等に留意して整備すること。
- (3) 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- (4) 区画を設ける場合の1区画の大きさは、良好な利用が図られるよう適切なものとする。
- (5) 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、道路交通に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- (6) 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えること。

- ア 園路
- イ 休憩施設
- ウ 便所
- エ 手洗場、水飲場その他の給排水施設
- オ 農機具収納施設

また、必要に応じ、ごみ置場、駐車場等の施設を設ける事が望ましい。

なお、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。

- (7) 市街化調整区域内において市民農園施設を設置する場合は、都市計画法の開発許可担当部局と十分な調整を行うこと。
- (8) 農用地域域内においては、市民農園施設の用に供される土地が農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- (9) 市民農園施設の整備のために農地等の転用を行う場合は、農地法第 4 条又は同法第 5 条に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。
- (10) 市民農園周辺の道路における危険を防止するとともに、その他交通の安全及び円滑化を図り、並びに道路の交通に起因する障害を防止するため、関係機関と十分な調整を行うこと。
- (11) 農業、都市計画その他合理的な土地利用等に支障を及ぼさないよう必要に応じ、関係部局と調整を行うこと。

4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 広報紙、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- (2) 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- (3) 農作物の調理講習会、交換会及び展示会の開催等により、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

5 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、国及び地方公共団体は、次の支援措置を講ずる。

- (1) 資金の確保、融資のあっせん等

- (2) 開設者に対する技術、運営等に関する指導
- (3) 市民農園に関する普及啓発活動等
- (4) 市民農園の整備及び運営に関する組織の育成